

# 利 用 料 金 表

軽費老人ホーム 九 重 荘

(平成 22 年 1 月 1 日現在)

対象収入による階層区分 (年間所得)		月額利用料金 (円)		
		サービスの提供に要 する経費(事務費)	生活費	合 計
1	1,500,000 円以下	10,000	44,200	54,200
2	1,500,001～1,600,000 円	13,000		57,200
3	1,600,001～1,700,000 円	16,000		60,200
4	1,700,001～1,800,000 円	19,000		63,200
5	1,800,001～1,900,000 円	22,000		66,200
6	1,900,001～2,000,000 円	25,000		69,200
7	2,000,001～2,100,000 円	30,000		74,200
8	2,100,001～2,200,000 円	35,000		79,200
9	2,200,001～2,300,000 円	40,000		84,200
10	2,300,001～2,400,000 円	45,000		89,200
11	2,400,001～2,500,000 円	50,000		94,200
12	2,500,001～2,600,000 円	57,000		101,200
13	2,600,001 円以上	60,000		104,200

## 注

- 上記のほか、冬期(11～3月)の暖房料<月額 3,890 円(4 畳半)又は月額 5,190 円(6 畳・夫婦室)>と居室で使用する電気料が利用者負担となります。
- 「対象収入」とは、入所者本人の前年の収入から、租税・社会保険料・医療費などの必要経費を控除した後の金額です。
- 夫婦など 2 人で入所する場合は、夫婦の「対象収入」を合算し、合計額の 2 分の 1 をそれぞれ個々の「対象収入」とします。その額が 1,500 千円以下に該当するときは、夫婦などそれぞれの「サービスの提供に要する費用(事務費)」の徴収額は、料金表から 30%減額した金額となります。

サービスの提供に要する費用(事務費) + 生活費 = 合計

7,000 円 + 44,200 円 = 51,200 円

- 月の途中で入退所された場合は、日割り計算となります。
- 入所時には、預かり金などは一切不要です。
- 退所時には、畳・ふすまなどの張替え代金等をご負担いただきます。